

東京都 インフルエンザ情報

東京都健康安全研究センター

流行注意報発出中

第 42 週(10 月 12 日～10 月 18 日)のトピックス

- ・ 定点医療機関からのインフルエンザ患者報告数は 3,839 人、定点当たり 9.16 人
(昨年同時期: 定点当たり 5.59 人)
- ・ インフルエンザ様疾患による集団発生事例の報告数は 160 件
- ・ 全国における定点医療機関からの患者報告数は 33,864 人、定点当たり 9.08 人

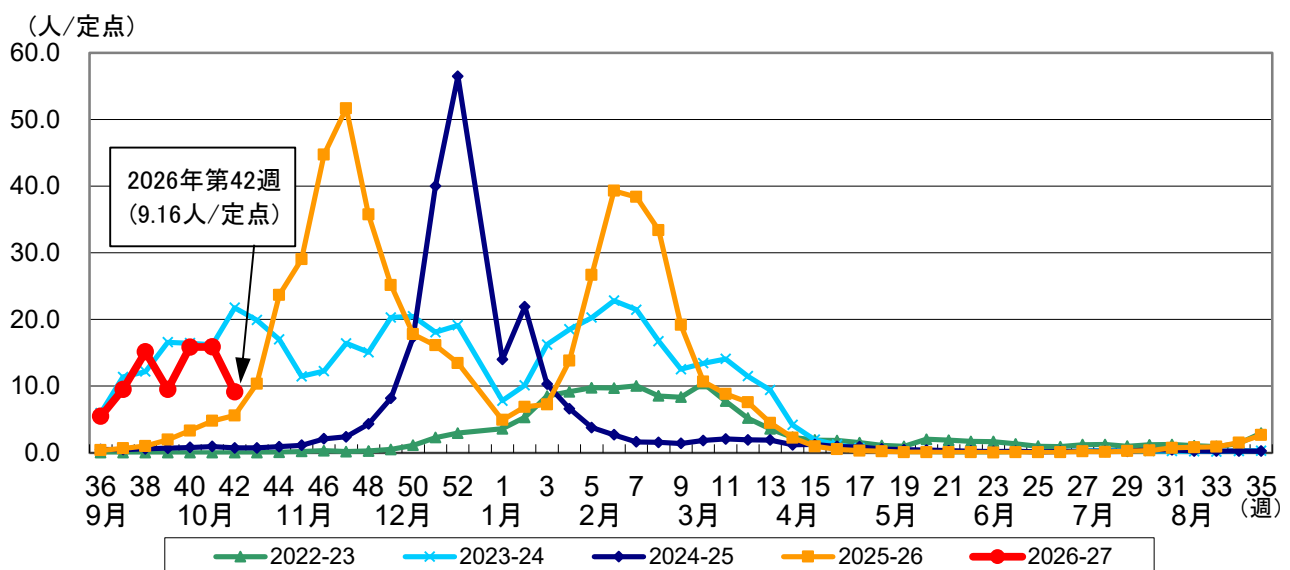


図 1. 東京都内における定点当たり患者報告数の年別推移

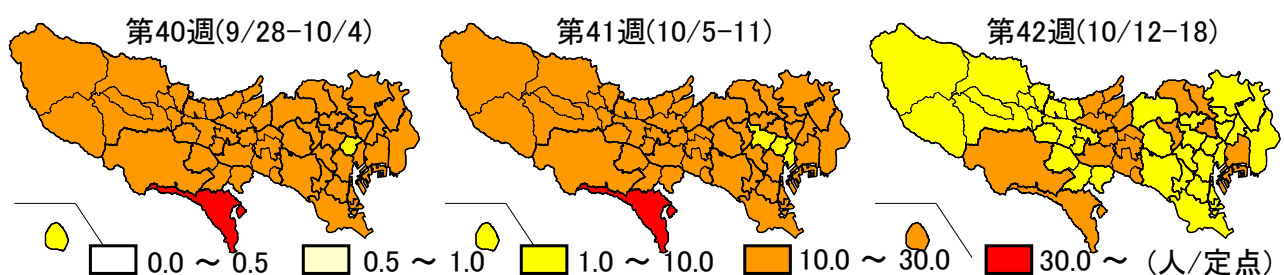


図 2. 都内の保健所別定点当たり患者報告数(第40週～第42週)

1. 定点医療機関からの患者報告数

【東京都】 定点医療機関(急性呼吸器感染症定点)*からの患者報告数は3,839人、定点当たり9.16人(前週: 15.88人/定点)でした(図1)。 定点当たり患者報告数は、都内31保健所のうち10保健所管内で「流行注意報基準」※である10.00人を上回りました。これら10保健

所管内の人口合計が東京都全体の34.77%と、30%を上回ったため、流行注意報レベルは継続しています(図2、表1)。

【全国】 患者報告数は、33,864人、定点当たり9.08人(前週: 12.81人/定点)でした。

定点当たりの患者報告数は、12 道県で 10.00 人を上回りました(図 3)。

また、東京都と隣接する 4 県の定点当たりの患者報告数は、埼玉県が 15.39 人、千葉県が 12.20 人、神奈川県が 10.92 人、山梨県が 6.64 人でした。

表 1. 都内保健所別の定点当たり患者報告数

保健所名	定点当たりの患者報告数(人/定点)	保健所名	定点当たりの患者報告数(人/定点)
	第42週(10/12-10/18)		第42週(10/12-10/18)
千代田	5.50	北区	10.55
中央区	7.20	荒川区	9.14
みなと	6.22	板橋区	10.38
新宿区	5.50	練馬区	8.38
文京	10.86	足立	7.35
台東	7.14	葛飾区	9.69
墨田区	7.50	江戸川	9.53
江東区	10.14	八王子市	13.78
品川区	7.42	町田市	19.69
目黒区	3.63	西多摩	3.86
大田区	9.52	南多摩	7.21
世田谷	7.92	多摩立川	7.10
渋谷区	8.29	多摩府中	10.58
中野区	12.80	多摩小平	11.04
杉並	8.18	島しょ	14.50
豊島区	9.25	都全体	9.16

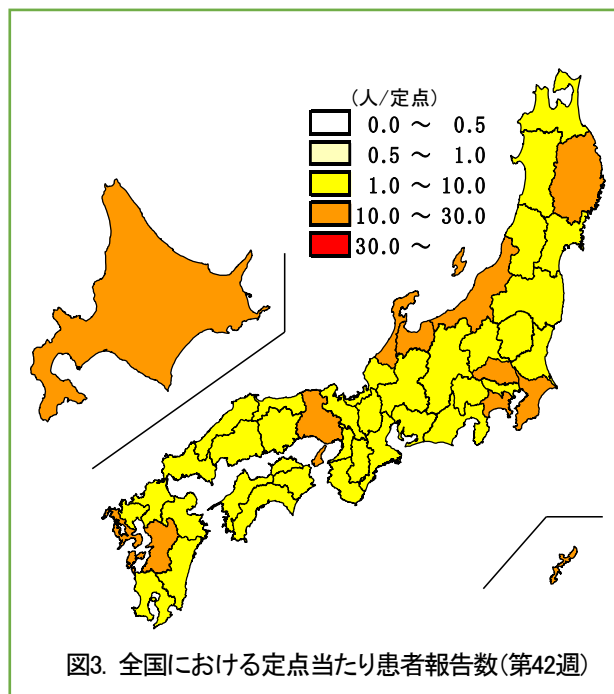


図3. 全国における定点当たり患者報告数(第42週)

2. インフルエンザ様疾患の集団発生報告数

集団発生は、160件の報告がありました。発生報告がされた施設の内訳は、小学校65件、保育所47件、中学校32件、社会福祉施設11件、高等学校2件、幼稚園2件、医療機関1件でした(図4)。

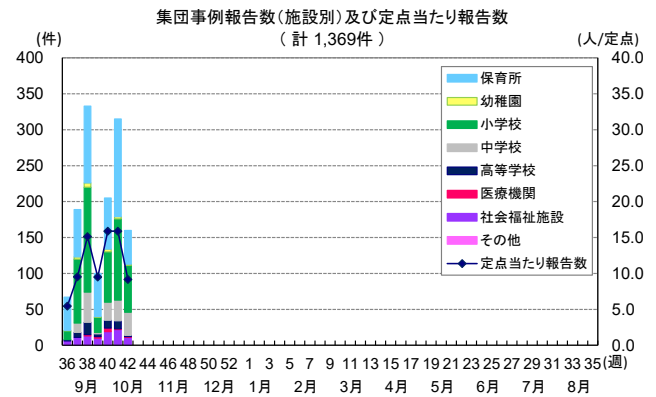


図4. インフルエンザ様疾患の集団発生報告数

3. インフルエンザによる入院患者報告数

定点医療機関(基幹定点)**からインフルエンザによる入院患者報告が69件ありました(図5)。

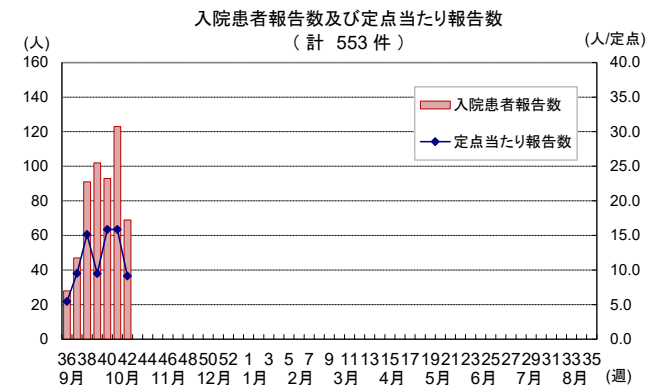


図5. インフルエンザによる入院患者の報告数

4. ウイルス検出状況

第36週から第39週までに病原体定点医療機関***において採取された患者検体から、インフルエンザウイルスが53件検出されています。検出されたウイルスは、AH1pdm09が52件、AH3亜型が1件でした(図6)。

このほかに、第41週までにインフルエンザ様疾患集団発生事例の患者検体からAH1pdm09が12件、AH3亜型が1件検出されています(図7)。

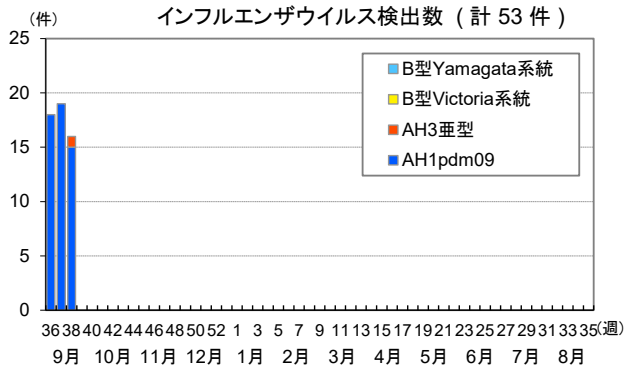


図6. 定点医療機関からのインフルエンザウイルス検出状況

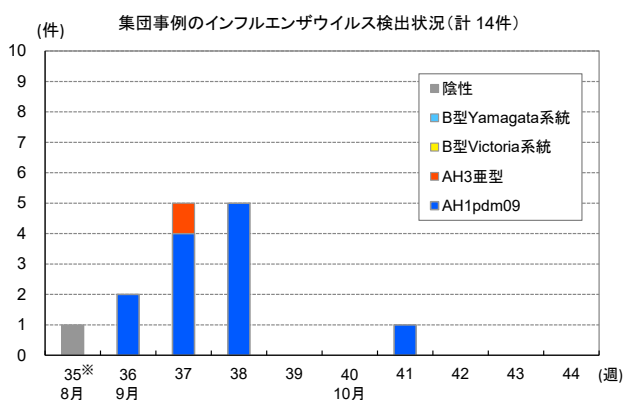


図7. 集団発生事例からのインフルエンザウイルス検出状況

* 定点医療機関（急性呼吸器感染症定点）
インフルエンザ等の急性呼吸器感染症の患者数を把握するために指定された、小児科および内科の医療機関 419 か所

** 定点医療機関（基幹定点） インフルエンザによる入院患者数を把握するために指定された、主に内科の医療機関 25 か所

*** 病原体定点医療機関 ウイルス等の検出状況を把握するために指定された、定点医療機関 41 か所

※ 注意報・警報基準 インフルエンザの定点当たり患者報告数が 10.00 人 / 週を上回った場合には注意報が発出されます。30.00 人 / 週を上回った場合には警報が発出され、10.00 人 / 週を下回るまでの状態を「警報レベル」としています。

都においては、上記の基準に加えて、基準を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都の人口全体の 30 % を超えた時には、広域的に流行が発生・継続しているとして、注意報・警報が発出されます。



◆ 東京都 インフルエンザ情報 ◆

編集・発行

東京都健康安全研究センター

企画調整部健康危機管理情報課

〒169-0073

東京都新宿区百人町 3-24-1

TEL : 03-3363-3213

FAX : 03-5332-7365

S1153803@section.metro.tokyo.jp

<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>